## 読売新聞社杯GI全日本覇者決定戦開設73周年記念競走宣伝業務 仕様書

- 1 件 名 読売新聞社杯GI全日本覇者決定戦開設73周年記念競走宣伝業務
- 2 履行期間 契約締結の日から令和8年2月28日まで
- 3 履行場所 ボートレース若松ほか
- 4 予算(上限)5,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
- 5 実施目的

ボートレース若松における G1競走「読売新聞社杯G I 全日本覇者決定戦開設73周年記念競走」の開催を広く市民にアピールし、売上向上と来場促進を図る。

- 6 業務内容(項目)
  - (1)企画提案を求める業務
    - ア 全国展開広告
    - イ 地元展開広告※福岡市内、北九州市内、下関市内
    - ウ 開催告知PR動画(30秒)
  - (2)企画提案を伴わない業務
    - ア 当場公式 SNS アカウントを使用した広告
  - ※予算上限のうち、50万円(税込み)程度使用すること。

#### 7 レース概要

(1) レース名

読売新聞社杯 G1 全日本覇者決定戦開設73周年記念競走

(2) 開催日程

令和8年2月15日(日)から令和8年2月20日(金)

8 企画提案を求める業務の詳細

以下の各項目について、プロポーザルで提案した内容どおりに実施すること。ただし、プロポーザル終了後に協議の上決定した内容がプロポーザルで提案した内容と異なる場合は、協議の上決定した内容で実施すること。

(1) 全国展開広告

ア 自由提案

- イ 実施内容:ネット投票の売上向上へつながることを目的として、当レースの認知向上・興味喚起・舟券購入促進を図るための全国規模の広告施策を実施すること。
- ウ その他 :交通広告は、除く提案を行うこと。
- (2) 地元展開広告※福岡市内、北九州市内、下関市内
  - ア 自由提案
  - イ 実施内容:来場促進につなげることを目的として、当レースやイベントの認知向 上・興味喚起・舟券購入促進を図るための地元における広告施策 を実施すること。

### (3)開催告知 PR 動画(30秒)

- ア 自由提案
- イ 実施内容:ボートレース若松における G1競走の開催を広く認知させるため、 興味・関心・魅力的な PR 動画を制作すること。

※ただし、ボートレース若松とレースタイトル名及び開催日を入れること。

- ウ 納品日 :令和8年1月中旬
- 工 納品物
  - (ア) 完成版 PR 動画データ
  - (イ) 編集データ(再編集可能な形式)
- 才 納品形式
  - (ア) 納品データ形式:MP4
  - (イ) 解像度:1920×1080(フルHD)以上
  - (ウ) フレームレート:29.97
  - (エ) 音声:48kHz
  - (オ) アスペクト比:16:9
- カ その他留意事項
  - (ア) 納品物は、著作件を含め発注者に帰属するものとする。
  - (イ) 納品データは、Windows 環境で再生可能な形式とする。
  - (ウ) 音楽・映像素材は、権利関係がクリアなものを使用すること。
  - (エ) 修正対応を含む最終確認後に正式納品とする。
- 9 企画提案を伴わない業務の詳細

次の業務を実施すること。なお、当該業務に係る企画提案は不要である。

- (1) 当場公式 SNS アカウントを使用した告知
  - ア 公開期間: 令和8年2月1日(日)から令和8年2月20日(金)
  - イ 実施内容:20代から30代をターゲットに、ボートレース若松公式SNS (Instagram)アカウントを使用して、8(3)開催告知 PR 動画(30 秒)をストーリーズやリール投稿及び広告掲出にて、宣伝を行うこと。
  - ウ 納品日 :令和8年1月22日(木)
  - エ その他留意事項

:公式SNS【X、Instagram】のアカウント管理及び投稿を(株)中野電話が行っている。ついては、納品物及び納品形式については、(株)中野電話と事前に打ち合わせを行うこと。

#### 10 著作権等の取り扱い

- (1)本業務を通じて制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権等は、本市及び各主要事業における二次利用を可能とするものとする。
- (2)制作物のうち、第三者が有する著作物等(以下、「既存著作物」)の著作権等に 個々の著作者に帰属する。
- (3)制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

# 11 その他

- (1)提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2)実施内容等は、発注者受注者の協議の上、変更する事がある。
- (3)上記に記載のない内容については、両者が協議のうえ決定する。